

緊急時ショートステイ事業のご案内

文京区在住の精神障害の方を対象に
緊急時ショートステイ事業を実施しています

○どんな人が利用できるの？

文京区在住の18歳以上の精神障害の方で、原則として家族と同居していて、入院治療を必要としない方となります。

○どんなサービスが受けられるの？

- ◆ 利用中の生活課題に向けた支援
- ◆ 宿泊場所の提供
- ◆ 宿泊期間中の衛生管理

○どんな時に使えるの？

- ① 入院するほどではないけれど、家族と離れて一時的に休みたい。
- ② 同居している家族が病気や事故、冠婚葬祭等の理由で家を空けるため、一人で生活を送れるか不安。

○使うためにはどうしたらいいの？

利用希望の際には、下記【お問い合わせ先】までご連絡ください。利用するためには事前登録が必要となります。登録・利用申し込み手続きは「社会福祉法人復生あせび会 文京区地域安心生活支援事業」で行っております。なお、登録のときに面談を行います。

※利用できる日は、平日（月曜日～金曜日）です。

土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。

※宿泊場所は、文京区内のマンションの一室（個室）になります。

その他、ご質問や事業の詳細につきましては、下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ先】

（社福）復生あせび会「文京区地域安心生活支援事業」 03-5810-1527
☆この事業は、文京区が社会福祉法人復生あせび会に委託して実施しています☆

緊急時ショートステイ事業の利用に向けての大まかな流れ

ご利用の流れ（予約まで）

- 当事業を利用してみたい、話をきいてみたいと思われた方は、社会福祉法人復生あせび会「文京区地域安心生活支援事業」までご連絡ください。
ご連絡先：03-5810-1527
受付時間：9時30分～18時00分
- 当事業所にて、事業についてのご説明を行います。利用ご希望の方に対して面談を行い、登録に向けて必要な書類の作成をいたします。このときに、宿泊場所の見学もできます。
必要な持ち物：自立支援医療受給者証もしくは精神障害者保健福祉手帳
- 作成した書類を、文京区障害福祉課に提出します。その後、約二週間前後で、ご自宅に「利用登録決定通知書」が郵送で届きます。
- ご利用が必要となった時に、ご連絡していただき、居室の予約を取っていただきます。

利用の流れ（前日・当日）

- ご利用の前日に、予約通り利用されるかどうか確認のお電話をいたします。
- ご利用当日は、居室をご予約いただいたお時間に、事業所をお尋ねください。
- 使用する居室にて、利用期間中の過ごし方の確認を行います。
- 居室のお貸出し時の状況を確認し、その後、カギをお預けいたします。
- ご利用状況の確認として、朝10:00と夕方20:00に、ご連絡いたします。

利用の注意点

- 一般の賃貸物件になりますので、ご近隣に配慮した生活を心掛けてください。
- ご連絡が取れない際には、居室までご確認に伺い、応答がない場合には、居室に入室させていただくことがあります。

以上、詳細については、面談時にお伝えいたします。そのほか、ご不明な点やご質問などございましたら、下記までご連絡ください。

社会福祉法人復生あせび会「文京区地域安心生活支援事業」

ご連絡先：03-5810-1527